只見保養センター指定管理者募集に関する質問の回答について

No.	質問	回答	備考
1	任意団体の応募資格・構成 「法人その他の団体」には法人格のない新設の任意団体も含まれますか。また、構成員数、役員数、代表者以外の構成員の要件、団体規約に必要な事項があればご教示ください。	法人格のない任意団体も含まれます。 団体設立条件として、町からの制限等はありません。 一般的に任意団体設立時の規約に必要な事項の記載をお願いします。	
2	選定後の合同会社設立 任意団体で申請・選定された後、代表者が合同会社を設立し、同じ運営体制で指定管理業務を行うことは可能でしょうか。別団体として扱われるか、指定への影響、可能な時期及び必要な手続きをご教示ください。	選定後に法人となり事業を継承する場合は、その旨を事前に町へ報告、協議書を提出いただき、町の承認が必要となります。 承認された場合、指定への影響はありません。	
3	新設団体の提出書類 新設の任意団体で事業実績・決算書・納税実績がない場合、「経営状況を説明する書類」及び国税・地方税の納税証明書は、何を提出すればよいでしょうか。代表者個人の書類等で代替できる場合はご教示ください。	新設の任意団体であり営業実績がない場合はその旨を計画書に記載いただき、書類の提出は必要ありません。 なお、国税・地方税の納税証明書は代表者の個人ものを提出願います。	
4	営業時間・休業日 現行の利用状況を踏まえ、月曜日を休館日、浴場を12時～21時（最終受付20時を想定）として事業計画に記載することは可能でしょうか。募集要項に定める時間・休業日と異なる場合、町長承認の要否、申請時期及び手続きをご教示ください。	事業計画は実際の営業を想定した時間及び休日を設定ください。 最終的な確定は指定管理者決定後の基本協定締結の際に協議とさせていただきます。	
5	指定管理料の支払い 指定管理料の支払時期・割合は協定で定めるとありますが、令和9年度以降の予定を教えてください。従来と同様に4月6割・10月3割・年度末残額となる見込みでしょうか。	基本的には従来同様に4月6割・10月3割・年度末残額の予定となります。 ただし、必要に応じて協議により定める部分となります。	

6	実績精算・経費負担 募集要項には、光熱水費、灯油代、修繕費、屋根除雪費、除雪機械使用料は「年度末に精算」とあります。これらは指定管理料に含まれる見込額との差額を精算する仕組みでしょうか。精算対象の範囲、必要書類、積算額を超えた場合の負担方法をご教示ください。また、年度末の精算手続き後、追加支払額がある場合は実際にいつ入金されますか。年度末までに入金されるのか、翌年度になる場合があるのかもご教示ください。	指定管理精算は金額をなるべく抑えていただくことは大前提としながらも、使用状況、単価変動、降雪状況により増額が必要になることは承知しております。その場合は、増額、減額ともに支払い実績を確認させていただき、協議の上で差額を支払いまたは返金いただくこととなります。 実績報告の提出は期間（年度）終了後、速やかに提出をお願いしております。実績報告確認後に協議をする必要がありますが、役場の会計年度上当該年度明け５月末までには支払又は返金が必要となります。	
7	厨房設備と飲食営業 既存厨房を使った飲食営業を計画しています。営業開始前の設備点検・修繕の手続き、町と指定管理者の費用負担、飲食営業による光熱水費等の増加分が精算・別途協議の対象となるかをご教示ください。	厨房設備については、設備の点検、動作確認に伴う費用及び修繕は町において実施予定です。ただし、現指定管理者では飲食事業を実施していないため、使用開始後にも修繕が必要となる場合も想定されます。基本的な考え方として使用開始前後の不具合については、町対応とし、それ以降の対応については、指定管理者と町における協議とさせていただきます。 なお、飲食事業における光熱水費の増加分の費用負担については、指定管理者のご負担となります。	
8	指定管理料・実績精算額の過去の支払状況 事業の資金繰りを検討するため、過去の指定管理料および光熱水費・燃料費（ボイラー関連）・除雪費等の実績精算・町負担分について、協定・募集資料に記載された条件どおりに実際の支払いが行われているか確認したいです。過去５年度程度の支払時期・実績（可能であれば金額を含む）と、支払遅延・未払い・減額・精算上の相違の有無、および発生時の対応についてご教示ください。	前提として、町の会計年度上の定めにより支払い又は返金は当該年度明け５月末までに完了する必要があります。 精算項目を含めた指定管理料の精算状況は次のとおりです。 年度　年度協定額　確定額　精算完了日 R3　10,888,900円　9,784,602円　5月30日 R4　10,000,000円　11,786,092円　5月10日 R5　13,684,000円　13,110,185円　5月13日 R6　13,409,000円　13,307,945円　5月19日 R7　13,684,000円　14,068,412円　5月19日	

9	現行の職員配置・勤務体制 現在の施設職員について、雇用形態別の人数（常勤・パート等）、通常の出勤・退勤時刻、早番・遅番の有無、曜日別の配置人数、休憩・休日の取り方を、個人が特定されない範囲でご教示ください。また、開館前の準備・閉館後の作業内容と所要時間についても、差し支えない範囲でお知らせください。	現指定管理者からの聞き取り内容となります。 現行の勤務体制について ３名　① 8：30～22：30（途中、休憩により） 　　② 9：00～18：00 　　③ 9：00～15：00 　　18：00～21：00 現行の12時開館、20時最終受付21時閉館の場合 開館前：館内清掃、お湯はり（小風呂1時間、大風呂2時間30分） 　　サウナ管理（11時～） 閉館後：お湯ぬき（15分）、風呂掃除1時間程度	
10	現行スタッフの継続雇用・雇用条件 現在勤務されている職員について、新たな指定管理者が決定した場合、継続雇用に向けた協議や引継ぎは可能でしょうか。また、個人情報に配慮した範囲で、現行の給与水準・雇用条件等の情報提供を受けることは可能でしょうか。	特段の制約等はありません。 直接、現指定管理者（ご本人）と協議をお願いします。	
11	浴場設備の管理・引継ぎ ボイラー、循環設備、浴槽の水質管理等について、現行の点検・清掃・運転管理方法、必要な資格や業務委託の有無をご教示ください。また、指定管理者の変更時に設備操作・維持管理に関する引継ぎや研修を受けることは可能でしょうか。	法定検査として水質検査は必要になります。 現状では、ボイラー等の運転管理は指定管理者が直接実施し、設備の点検清掃等は設備業者に委託しています。その他、施設内の清掃は指定管理者が直接実施しています。 資格については、ボイラー規格の関係からボイラー技士の資格は必要ありません。ただし、ボイラーに限らず必要に応じて安全管理上の講習等がある場合は受講いただくようお願いいたします。 また、指定管理者の変更時に現指定管理者から年度内に引継ぎを実施します。なお、申出により現状での施設の視察も可能となります。	

12	指定管理料と町負担経費の関係について 募集要項に記載されている指定管理料の上限額14,784,000円について、光熱水費・灯油代・修繕費・屋根除雪費・除雪機械使用料など、年度末に精算するとされている経費は、この上限額に含まれているのでしょうか。 それとも、指定管理料とは別に町が負担する経費として取り扱われるのでしょうか。 また、指定管理料の具体的な金額は、応募者が提出する収支計画等を踏まえて決定されるのでしょうか。	上限額には精算項目の光熱水費、灯油代、除雪費用が含まれております。 具体的な金額は、収支計画書を踏まえ指定管理者と協議の上、設定します。	
13	職員配置および業務の兼務について 施設の営業時間中に必要となる最低職員配置人数について、定められた基準がございましたらご教示ください。 また、受付業務と浴場の安全管理業務を同一職員が兼務することは可能でしょうか。 飲食事業を実施する場合、浴場の安全管理に必要な人員を確保したうえで、受付職員が飲食物の配膳や食器の片付けなどを補助する運営は可能でしょうか。	業務に必要な人数の決まりはありません。営業可能な人数での運営をお願いいたします。 なお、人数増による人件費の増額対応はありません。	
14	収支計画書への計上方法について 募集要項において町負担とされている光熱水費・灯油代等について、応募時の収支計画書（様式3）では、指定管理者の支出として計上する必要があるのでしょうか。 また、支出に計上する場合、年度末の精算に伴う収入はどのように記載すればよいでしょうか。 収支計画書を適切に作成するため、可能な範囲で具体的な記載方法をご教示いただけますと幸いです。	収支計画書には別紙７指定管理料上限額積算表を参考に記載をお願いいたします。 単価変動や使用方法による積算額と実績額との差額は、協議の上、精算となります。	
15	営業時間および休業日の設定・提案について 管理運営規則第2 条第3 項および第3 条第2 項に関し、９：００～２０：００が原則ですが、営業時間の変更申請はその都度、町長へ申請が必要となりますか？	ご質問のとおりのご対応をお願いします。 なお、申請時に提出する事業計画はNo.4の回答のとおりお願いします。	

16	実績精算項目（除雪・修繕等）の運用について 募集要項11-(2)-①および別紙7 に記載の実績精算項目（屋根除雪費、除雪機械使用料、修繕費等）について伺います。 異常降雪や突発的な修繕等により、これら実績精算項目の年間の積算枠（予算額）を超過することが見込まれる事態が発生した場合、超過分における精算や追加負担の取り扱いは、事前の協議等により町と指定管理者で調整・決定していく運用となりますでしょうか。	ご質問のとおりです。 だだし、飲食事業にかかる分についてはNo. 7 のとおりです。	
17	厨房設備等の現況確認について 募集要項11-(2)-②に関連し、飲食提供の再開で厨房機器・給排気設備等の詳細な現況確認を行うことは可能でしょうか。	現況確認をすることは可能です。 現指定管理者との日程調整が必要になるため、事前にご連絡をお願いいたします。	
18			
19			
20			